

## 北九州市地域防災計画 令和3年度修正について

### ■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

### ■主な修正項目

#### 1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- (1) 避難勧告・指示の一本化  
避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報の在り方を包括的に見直した。
- (2) 個別避難計画の作成  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、法の改正にあわせ、本市の努力義務として記載した。

#### 2 男女共同参画の視点を踏まえた修正

- (1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進  
北九州市防災会議等の防災施策に関する方針決定過程において女性の参画を拡大し、委員の性別が偏ることのないようにすることを記載した。
- (2) 避難所や仮設住宅等における性暴力・DVの防止  
避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等における「性暴力・DVの被害者も加害者も出さない」、「暴力は許されない」という意識の醸成や避難所でのトイレ、更衣室等の設置方法、注意喚起のポスターの掲示等について記載した。

#### 3 国・県の防災計画の修正を踏まえた修正

- (1) 正常性バイアス等必要な知識の普及  
自分は災害に遭わないという思い込みに惑わされないこと等避難に関する情報の理解促進について記載した。

## 避難勧告・指示の一本化に関する修正

令和3年5月20日から  
**警戒レベル4** **避難指示**で必ず避難  
**避難勧告**は廃止です

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。



**避難勧告・指示を一本化し**、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



内閣府HPより抜粋

内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」に合わせ、避難情報の考え方と発令された地域の居住者のとるべき行動を修正

【警戒レベル5】緊急安全確保  
命の危険 直ちに安全確保

【警戒レベル4】避難指示  
危険な場所から全員避難

【警戒レベル3】高齢者等避難  
危険な場所から高齢者等は避難

## 個別避難計画の作成に関する修正

### 個別避難計画作成の努力義務化

#### 国の動き

##### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実行性の確保に課題

##### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難計画について、市町村に作成の努力義務化



#### 市の対応

市は自治会、民生委員等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成に努める



## 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進に関する修正

### 災害対応力を強化する女性の視点

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）

都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において 取り組むべき事項を示すもの。



#### 第1部 7つの基本方針

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基礎となる
2. 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
3. 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
6. 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
7. 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

#### 第2部 段階ごとに取り組むべき事項

災害を、「平常時の備え」、「初動段階」、「避難生活」、「復旧・復興」の4段階に分け、それぞれの段階ごとに取り組むべき事項を示している。

#### 第3部 便利帳

災害発生時に現場ですぐに活用できるチェックシートやポスター等を掲載

- ・備蓄チェックシート
- ・避難所チェックシート
- ・男女別データチェックシート
- ・授乳アセスメントシート
- ・女性の視点からの空間配置図
- ・避難所の見守り・相談ポスター 等

## 避難所や仮設住宅等における性暴力・DVの防止に関する修正

### 避難所の見守り・相談ポスター

困ったことがあったら  
なんでも相談してください

例えば…

※ 眠れない

遠慮やガマンは  
しないでね!

※ 授乳がおちついてできない

※ 体調が悪そうな人がいる

※ 子どもの様子が心配

※ 子どもや高齢者の一時預け先がない

※ キケンを感じた etc



あなたの相談が、他の方の助けになるかもしれません

©全国女性会館協議会

全国女性会館協議会HPより抜粋

- トイレの設置箇所の区別
- 更衣室、入浴施設等の配置検討
- 照明の増設等
- 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示
- 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 正常性バイアス等必要な知識の普及に関する修正

異常な事態に直面していながら、

- 「大したことにはならないに違いない」
- 「自分は大丈夫だろう」

と思い込み、危険や脅威を軽視してしまうことを**正常性バイアス**という。

災害発生時に、避難や初動対応などの遅れの原因となる場合があることを、市民に対する啓発の場等において普及を進める。